

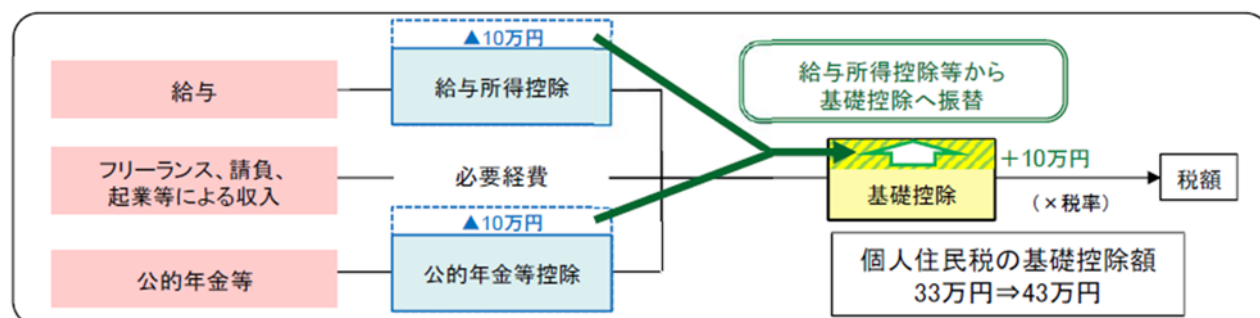
## 平成 30 年度税制改正(地方税)の概要について

### 1. 個人住民税の見直し (平成 33 年度分～)

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

#### ◎ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。



#### ◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額の上限が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。
- 給与所得控除の上限額を220万円から195万円(注)に引き下げる。  
(注) 基礎控除への振替分(▲10万円)に加え、給与所得控除の上限額をさらに15万円引下げ
- 子育てや介護を行っている者(注)には負担増が生じないように措置。  
(注) 子育てや介護を行っている者…23歳未満又は特別障害者である者を扶養する者等

#### ◎ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が1,000万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設定。  
・控除の上限額：195.5万円(基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含む。)
- 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、公的年金等控除額を引下げ。  
・他の所得が1,000万円超：▲10万円、2,000万円超：▲20万円

#### ◎ 基礎控除の見直し

- 基礎控除額について、合計所得金額2,400万円(給与収入2,595万円)超で遡減し始め、2,500万円(給与収入2,695万円)超で消失する仕組みを設ける。

### 2. 固定資産税・都市計画税

#### ◎ 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援(償却資産)

- 地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投

資について、固定資産税をゼロ以上2分の1以下とすることを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。

(注) 平成28年度に創設した、中小企業等経営強化法による現行の特例措置は、平成31年3月31日の期限到来をもって廃止。

◎ **税負担軽減措置（家屋・償却資産）**

- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長。
- 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の一部拡充・延長等。

**3. たばこ税の見直し（平成30年10月1日～）**

◎ **たばこ税率の引上げ**

国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、たばこ税率を3段階で引上げ（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）。

(税率：1,000 本当たり)

市たばこ税	現 行	改 正 案		
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

◎ **加熱式たばこの課税方式の見直し**

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

(加熱式たばこの製品特性を踏まえて見直し、5年間かけて段階的に移行。)

**4. 森林環境税（仮称）等の創設【国税】**

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

- 森林環境税（仮称）の創設（平成36年度から課税）

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する <b>国税</b>
税 率	1,000 円（年額）
賦 課 徴 収	市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収
国への払込み	都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み